

札幌市職員採用Instagram運用支援業務 仕様書

1 業務の名称

札幌市職員採用Instagram運用支援業務

2 業務の目的

本業務は、委託者が保有するアカウントを活用して、職員採用試験の主な対象である若年層を対象にプロモーションを実施することで、本市職員採用試験の受験志望者増加を目的とする。

3 業務内容

委託者が保有するInstagram (@saiyo_sapporo) において、インフルエンサーと連携した情報発信を行う。実施にあたっては、企画・発信の手法を具体的に示すとともに、ターゲット層の興味・関心を引きつけ、投稿の拡散やフォロワーの拡大、受験志望者の増加が期待できる内容を企画すること。詳細は以下のとおりである。

(1) インフルエンサーの選定

- ア InstagramをはじめとするSNSでのフォロワー数を5,000人以上有すること。
- イ 本業務の目的を理解し、本市職員の志望者増加に協力する者であること。
- ウ 過去に類似の自治体または企業の採用プロモーションの実績があれば、提案書に記載すること。

(2) 情報発信の手法

- ア 複数回のフィード投稿（ホーム画面に表示される投稿）及びリール投稿（90秒以内のショート動画投稿）を行うこと。必要に応じたストーリー投稿（投稿後24時間を経ると表示がされなくなる機能）の活用は妨げない。
- イ 必要に応じ、(1)で選定したインフルエンサーが、自身が有するInstagramアカウントでリポスト（自分の投稿として再投稿）する等、効果的に発信すること。
- ウ 投稿前に、委託者の確認を受けること。
- エ 投稿には、委託者が指定するハッシュタグをつけること。
- オ 本業務に係るインフルエンサーのすべての活動費用（交通費、謝礼等）は受託者が負担すること。また、活動における撮影許可関係は原則委託者または受託者が実施すること。
- カ 実施においては、別記「札幌市ソーシャルメディア活用ガイドライン」及び委託者が別途定めるInstagram運用ポリシーを遵守すること。

(3) アカウント運用に係る支援・助言

委託者のInstagramアカウントが本市職員の志望者増加のために効果的な媒体となるよう、(2)で定める情報発信以外の内容（アカウントのプロフィールページの作成及びコンセプト設定等、運用全般に係る事項）について、適切かつ効果的な支援・助言を行うこと。

(4) 打ち合わせ

効果的なプロモーションの実施のため、インフルエンサーは、原則1か月に1回以上、委託者と対面（オンラインミーティングを含む。）で打ち合わせ等を行い、意向を丁寧に聞き取りながらプロモーションを進めるとともに、その効果を都度確認し、必要に応じ手法の見直し・改善を行うこと。

(5) 成果物の納入

下記の形式及び仕様等に基づき、本業務のために作成した静止画・動画データを提出すること。

ア 形式：静止画の場合JPEG、JPG、PNGのいずれか。動画の場合WMVもしくはMP4

イ 仕様等：委託者が受領可能な手法により、作成した静止画・動画データを提出すること。

(6) 報告書作成

受託者は、実施したプロモーションの結果について考察した報告書を作成し提出すること。

(7) 留意事項

投稿後、投稿自体を見直す必要が生じた場合は、委託者の指示のもと迅速に投稿の削除や再投稿を行うこと。

(8) 独自提案

本事業の実施にあたって考えられる独自企画の提案は妨げない。特に、Instagramを活用した受験志望者増加に直接繋がるような革新的なアイデアや、効果的な情報発信の手法に関する提案を歓迎する。

4 業務の範囲

「2業務の目的」を達成するためにかかる一切の業務とする。

5 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）までとする。

6 権利関係について

(1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項の内容は第三者に漏らさないこと。

(2) 受託者は、「3業務内容」の業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

7 留意事項

(1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。

(3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

(4) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をしてこれを処理すること。

8 本件に係る問い合わせ先

札幌市人事委員会事務局任用課 覚張（がくばり）・中田

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-3143 ファクス：011-211-3148